

令和2年度 不妊治療費の助成について

待ち望んでいる嬉しい知らせを聞けることへの
お手伝いが少しでもできればと・・・

今年度も
不妊治療費助成事業を
実施しています

申請の期間が
治療期間の最終日から
6か月以内、または治療最終日の属する
年度内に変更になりました！



◎対象となる治療

- ・人工授精
- ・体外受精
- ・顕微授精

保険診療適用外となる治療



◎対象金額および期間

- ・対象となる不妊治療を受けた人に対し
その費用（保険適用外）を助成
助成上限額30万円

治療によって助成割合が異なります

（人工授精：全額 特定不妊治療：1/2）

- ・1夫婦1年度あたり1回
- ・申請する治療の期間は1年を超えない

※1年未満の治療は、治療方法を問わず継続した治療とみなし、
費用、期間ともに合算して1回分の申請となります。

◎対象となる人

- ・戸籍上婚姻の届けをした夫婦で、どちらかが申請日において小浜市に1年
以上住所を有すること(申請日後約1か月程度、手続き完了までは転出しないこと)
- ・各医療保険に加入していること
- ・市税を完納していること
- ・治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
(治療開始時とは申請する治療期間の初日をいう)
- ・特定不妊治療においては、申請期間の治療に対する福井県の助成が1回
以上承認されていること



◎申請方法

- ・申請書に領収書等を添えて提出

※健康管理センター窓口申請書があります

※小浜市ホムパースからダウンロードできます

※「福井県不妊検査・不妊治療費助成事業」「福井県特定不妊治療費助成事業」の対象となる方はその助成を優先とします。特定不妊治療の場合、申請期間中の治療が1回以上、県の助成対象となっている方が、市の助成対象となります。
(市の助成も所得730万円未満の制限が適用されます)

※令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の助成金を、令和3年1～3月に申請を予定している方は、令和2年12月中旬までに、申請予定の内容について、一度、連絡をいただきますようお願いいたします。



お問い合わせ&連絡先

〒917-0075
小浜市南川町4-31
TEL 52-2222

小浜市健康管理センター
(小浜市民生部子ども未来課)